

一般社会で活かせる社会保険関係の知識（1）

始めまして。

今回から執筆を担当させていただきます、社会保険労務士の櫻井と申します。

多くの自衛隊員の方々は年金生活が始まるまでの10年あるいはそれ以上の期間は「一般社会」での職業人生が待っていることと思いますが、「一般社会」という名の戦場で立ち回る有力な武器は「情報」です。

こうした観点から、これから12回にわたって「一般社会で役立つ社会保険関係の情報（知識）」をお伝えして参りますのでお付き合い下さい。

それでは、今回は労災（労働者災害補償保険）の「休業（補償）給付」について説明していききたいと思います。

Q1 「休業（補償）給付」とはどのようなものですか？

A 労働者災害補償保険法は、業務上及び通勤災害に遭った労働者へのケアを目的に定められた法律です。

そして、「◎◎補償給付」とは業務上の災害によるものに対して出され、「◎◎給付」は通勤災害によるものに対して出されるもので概ね共通しています。そのため両者を併せて「◎◎（補償）給付」と表記しています。今回は業務災害に遭った場合に受けられる「休業補償給付」について見ていきます。

まず、業務上の災害に遭いそれによって受けた傷病の治療を受ける必要がある場合、労働者の負担なく治療を受けることができます（療養補償給付）。

そして、傷病の治療のためにお仕事ができない場合、所得補償を受けることができます。これを「休業補償給付」といいます。

このほか、治療後一定の障害が残った場合の給付、お亡くなりになった場合にご遺族の方になされる給付などがあります。

Q2 国家公務員災害補償法とどのような点が違うのですか？

A 国家公務員災害補償法によると、公務上の災害による傷病の療養等のために休業し、給与を受けられない場合は休業補償がなされることになっています（国家公務員災害補償法第12条）。

これに対し、労働者災害補償保険法における休業補償給付は、業務上の災害による傷病の療養のために休業し、賃金を受けない場合、休業開始四日目から開始されることとなります（労働者災害補償保険法第14条）。

つまり、国家公務員の場合は業務中災害による休業一日目から所得補償が受けられますが、労働者災害補償保険法においては休業四日目からになる点が違います。

Q3 業務災害に被災し、3日間休んだだけでと所得補償を受けられないのでしょうか？

A そのようなことはありません。

使用者（事業主）は、業務災害に被災し休業した労働者に対し「休業補償」をしなければなりません（労働基準法第76条）。

そして、休業補償の金額は一日あたり「平均賃金額の6割」です。

この点国家公務員の休業補償は、休業援護金と併せると一日当たり平均賃金相当額の「8割」となりますので労災よりも手厚くなります。

つまり、労働者は被災後休業三日目までは使用者による休業補償（6割）、四日目以降は休業補償給付（6割。加えて休業特別支給金2割、併せて8割）を受けることになります。

このように、被災後休業三日目までは労働基準法上「使用者」からの補償を受けられ（6割）、四日目からは労働者災害補償保険法上休業補償給付（8割）となるように、場面によって根拠となる法律が異なります。

これは、かつては労働基準法の一部であった労災補償関連の内容が労働者災害補償保険法は昭和22年に労働基準法から分離独立する形で定められるに至ったことによるものです。

Q4 もし使用者が休業補償をしてくれない場合、どのようなことができますか？

A 労働基準監督署に申告することができます（労働基準法第104条。労働基準法第76条違反事案として）。

労働基準監督署は「労働基準法」「労働安全衛生法」「最低賃金法」「賃金支払い確保に関する法律」「労働者災害補償保険法」等に関する実務をつかさどる行政機関です。

速度違反を警察が取り締まるように、使用者が休業補償をしてくれない場合は労働者の申告により労働基準監督署の調査・摘発がなされることになります。

また、本来労働者が受けられる給付を受けることができない状況にあり、かつその原因が使用者の法令違反にあるため、民事上の賠償請求の余地もあります（民法第709条）。

筆者自己紹介

氏名：櫻井 宏二郎

出身地：千葉県柏市

資格：特定社会保険労務士、申請取次行政書士

年齢：41歳